

くまもとアートポリスプロジェクト

湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

芦北町では「すべては、次代を担う子どもたちのために」をまちづくりの基本理念に掲げ、「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町」を町の将来像として、子育て世帯が安心して生活できるための環境を整え、子育て世帯の転出抑制・転入促進による魅力的な地域づくりを進めていくため、地域優良賃貸住宅の建設を計画している。

一方で、熊本県は令和2年7月豪雨により、県南地域を中心に甚大な被害に見舞われ、芦北町においても河川の氾濫や土砂崩れが各地で発生し、多くの方の尊い命と財産が失われ、今もなお多くの災害の爪痕が残されている。

このような状況の中、芦北町では、「すべては、次代を担う子どもたちのために」という基本理念を根幹としながら、『自然と共生する安全・安心の「新しいあたりまえ」を創造する』という理念のもと、単なる復旧・復興にとどまらず、一步踏み込んだまちづくりにより、被災前よりも輝く芦北町をつくり、次世代に繋いでいく「創造的復興」に取り組むこととしている。

このことから、芦北町は、被災された町民の方をはじめ、移住希望者などが、安全・安心を実感できる住環境を整備し、次世代に繋いでいく「創造的復興」の象徴となるような魅力ある施設として地域優良賃貸住宅を整備するため、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。

2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 主催 熊本県、芦北町
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) スケジュール

| | | |
|------|---------------------|-----------|
| 令和3年 | 12月 1日（水） | 要項発表 |
| | 12月 1日（水）～2月28日（月） | 要項配布 |
| | 12月 1日（水）～12月21日（火） | 質疑受付 |
| | 12月13日（月）・12月14日（火） | 現地見学会 |
| | 12月28日（火）（予定） | 質疑回答 |
| 令和4年 | 2月28日（月） | 応募締切 |
| | 3月17日（木） | 一次審査（非公開） |
| | 4月20日（水） | 二次審査（公開） |

3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 竹崎一成（芦北町長）
- 藤崎正司（芦北町副町長）
- 鎌倉博之（芦北町建設課長）
- 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学准教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）

4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）は一級建築士であり、かつ総括責任者として従事すること。
- ② 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- ③ 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、平成23年4月1日から令和3年9月30日までの間に、延べ床面積150㎡以上の公共建築の基本設計、実施設計又は工事監理の実務経験（令和3年10月31日までに業務完了したものに限る。）があること。
- ④ 提出する応募書類等は、応募者1者につき1案とし、共同応募者が複数の応募者の共同応募者になることや、自ら応募者となることはできないものとする。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- ・ 審査員及びその家族
- ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

5 審査の方法

審査は、次のとおりとする。なお、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、二次審査の方法については変更になる可能性がある。

（1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む5者程度を特定する。

なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
 - ・ 業務実績、業務実施体制、技術者や有資格者の数
- ② 技術提案書の内容
 - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

（2）二次審査（技術提案に対するヒアリング）

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和4年4月20日（水）午前11時00分から午後3時30分（予定）
- ② 会場 芦北町総合コミュニティセンター（予定）
- ③ 審査方法 公開審査とし、提案内容のプレゼンテーションと審査員からのヒアリングにより、提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性を確認し、応募者の資質、担当チームの体制等総合的に評価したうえで、当該プロジェクトにふさわしい設計者を選定する。

なお、詳細については、後日、本県のホームページで公表する。

6 要項配布

応募に係る資料は、本県ホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

7 質疑応答

- (1) 応募資格を有する応募予定者が質疑できることとし、電子メールでのみ受け付ける。電話、ファックスでの質疑は一切受け付けない。質疑のある者は、質問書（第1号様式）に記載のうえ、令和3年12月21日（火）までにくまもとアートポリス事務局（以下「事務局」）まで提出すること。なお、質疑者へ受信確認の電子メールを返信する。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえで、一括して質疑回答書としてまとめ、令和3年12月28日（月）（予定）までに本県のホームページで公表する。

8 現地見学会

現地見学会を開催するので、現地見学会への参加を希望する者は、以下により事前に事務局へ別紙見学会申込書を提出すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、現地見学会は中止となる場合がある。中止となる場合は、令和3年12月6日までに本県のホームページで通知する。

見学会：第1回：令和3年12月13日（月）午後2時～

第2回：令和3年12月14日（火）午後2時～

申込期限：令和3年12月12日（日）午後5時

なお、指定区域以外に無断で立入る等の問題を起こした者は、本プロポーザルに関する提案書の提出を拒否する場合がある。また、現地見学会の際には質疑は受け付けない。

9 提出書類等

応募者は、別添「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計提案（プロポーザル）作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、計画の提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書（第2号様式）及び様式1～様式8
- ② 提出部数 10部（製本等を行わず、各部毎にクリップ留めとすること）
- ③ 提出期限 令和4年2月28日（月）午後5時（必着）
- ④ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から可能な限り郵送や宅配便を活用すること。
- ⑤ その他 一次審査通過者は、令和4年3月22日（火）までに、様式9を事務局へ電子メールで提出すること。

10 審査結果等の公表

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、提案内容の展示、複製の作成、ホームページへの掲載、記録誌の作成など、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有す

るものとする。

12 設計業務の委託

- (1) 芦北町は、選定された者に芦北町地域優良賃貸住宅に係る設計業務を委託するものとし、委託内容は、プロポーザル内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。
- (2) 業務委託の条件は、次項に定めるものとする。
- (3) 業務委託料は、平成30年国土交通省告示第15号に準拠した芦北町の基準に基づき算定し、芦北町が定めた予算額の範囲内とする。

13 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、プロポーザルにより選定された者に県内建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき熊本県知事の登録を受けた事務所）が含まれない場合は、別途、選定された県内建築士事務所と共同企業体（JV）を組むこととする。

また、その共同企業体では代表者を定めることとする。

なお、各構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）であるものとするとともに、その比率に応じて業務割合が概ね均等割りになるよう努めることとする。ただし、その割合は各々での協議により決定するものとする。

14 計画の条件等

別添「湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る仕様書」による。

15 要項の変更等に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本要項の内容を変更する可能性がある。要項の内容に変更が生じる場合は、提出期限の2週間前となる令和4年2月10日（木）までに県のホームページで公表する。

16 その他

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。
- (3) プロポーザルの応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。但し、一次審査通過者には、二次審査用経費として旅費と報償費の一部を支払うこととする。
- (4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの
 - ⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの
- (5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、選定された県内建築士事務所と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

17 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP：http://www.pref.kumamoto.jp

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/114478.html>